

第96回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

- ① 事業報告の当行の新株予約権等に関する事項
- ② 計算書類の個別注記表
- ③ 連結計算書類の連結注記表

〔 平成29年4月 1 日から
平成30年3月31日まで 〕

上記の事項につきましては、法令及び当行定款第27条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト (<https://www.chibakogyo-bank.co.jp/>) に掲載することにより開示しております。



株式会社 千葉興業銀行

当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	① 名称：株式会社千葉興業銀行 第1回新株予約権 ② 新株予約権の数：84個 ③ 目的となる株式の種類及び数：普通株式 8,400株 ④ 新株予約権の行使期間：平成26年7月15日から 平成56年7月14日まで ⑤ 権利行使価格（1株当たり）：1円	3人
社外取締役	—	—
監査役	—	—

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	① 名称：株式会社千葉興業銀行 第2回新株予約権 ② 新株予約権の数：70個 ③ 目的となる株式の種類及び数：普通株式 7,000株 ④ 新株予約権の行使期間：平成27年8月5日から 平成57年8月4日まで ⑤ 権利行使価格（1株当たり）：1円	3人
社外取締役	—	—
監査役	—	—

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	① 名称：株式会社千葉興業銀行 第3回新株予約権 ② 新株予約権の数：180個 ③ 目的となる株式の種類及び数：普通株式 18,000株 ④ 新株予約権の行使期間：平成28年7月22日から 平成58年7月21日まで ⑤ 権利行使価格（1株当たり）：1円	3人
社外取締役	—	—
監査役	—	—

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	① 名称：株式会社千葉興業銀行 第4回新株予約権 ② 新株予約権の数：168個 ③ 目的となる株式の種類及び数：普通株式 16,800株 ④ 新株予約権の行使期間：平成29年7月22日から 平成59年7月21日まで ⑤ 権利行使価格（1株当たり）：1円	4人
社外取締役	—	—
監査役	—	—

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を交付した者の人数
執行役員	① 名称：株式会社千葉興業銀行 第4回新株予約権 ② 新株予約権の数：254個 ③ 目的となる株式の種類及び数：普通株式 25,400株 ④ 新株予約権の行使期間：平成29年7月22日から 平成59年7月21日まで ⑤ 権利行使価格（1株当たり）：1円	11人
使用人	—	—
子会社及び子法人等の 会社役員及び使用人	—	—

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成 28 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	15 年～50 年
その他	3 年～20 年

（2）無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として 5 年）に基づいて償却しております。

（3）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 17,066 百万円であります。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として5年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理

(3) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

追加情報

（減損会計における資産のグルーピング方法の一部変更）

減損会計における資産のグルーピングの方法は、営業店舗については、従来は独立営業店舗単位としておりましたが、当事業年度より、ブロック営業体制が確立したことに伴い、特殊店舗を除きブロック単位へ変更しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式総額 733 百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は294 百万円、延滞債権額は27,441 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は4 百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,458 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は30,199百万円であります。

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、8,719百万円であります。

7. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号 平成26年11月28日）に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、1,010百万円であります。

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 47,520百万円

担保資産に対応する債務

預 金 463百万円

債券貸借取引受入担保金 18,346百万円

借 用 金 4,782百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券5,004百万円及びその他の資産4,028百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金1,408百万円が含まれております。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、468,422百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが427,854百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 有形固定資産の減価償却累計額 22,833百万円

11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金5,000百万円が含まれております。

12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は34,770百万円であります。

13. 関係会社に対する金銭債権総額 3,928百万円

14. 関係会社に対する金銭債務総額 11,600百万円

15. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は、411百万円であります。

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	423 百万円
役務取引等に係る収益総額	39 百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	45 百万円
その他の取引に係る収益総額	－百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	0 百万円
役務取引等に係る費用総額	835 百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	－百万円
その他の取引に係る費用総額	2,604 百万円

2. 関連当事者との取引

(1) 子会社及び関連会社等

種 類	会社等の名称	議決権の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科 目	期 末 残 高（百万円）
子会社	ちば興銀カードサービス株式会社	所有 直接 100	各種ローンの被保証債務取引	被債務保証	590,363 (注)	－	－

(注) 取引金額は、当事業年度末の被債務保証残高を記載しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

種 類	会社等の名称 又は氏名	議決権の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科 目	期 末 残 高（百万円）
役員及びその近親者	池田 澄子	－	当行常務執行役員の近親者	資金の貸付 (注1)	79 (注2)	貸出金	77

(注1) 取引条件及び取引の決定方針等

取引条件については、一般の取引先と同様に決定しております。

(注2) 取引金額は、平均残高を記載しております。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末株 式数	摘 要
自己株式					
普通株式	54	1	19	36	(注)
合 計	54	1	19	36	

(注) 自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。また、自己株式の株式数の減少は、ストック・オプションの権利行使による減少であります。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券(平成30年3月31日現在)

	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	0

2. 満期保有目的の債券(平成30年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	33,337	33,611	274
	その他	—	—	—
	小計	33,337	33,611	274
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	1,433	1,416	△ 16
	その他	—	—	—
	小計	1,433	1,416	△ 16
合計		34,770	35,028	257

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式(平成30年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社・子法人等株式	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	貸借対照表計上額(百万円)
子会社・子法人等株式	733
関連法人等株式	—
合計	733

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

4. その他有価証券（平成30年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	30,358	12,181	18,177
	債券	204,490	203,329	1,161
	国債	38,859	38,415	443
	地方債	50,654	50,329	325
	社債	114,976	114,584	391
	その他	62,351	61,408	942
	小計	297,200	276,919	20,281
貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株式	3,081	3,295	△ 214
	債券	32,349	32,505	△ 156
	国債	6,051	6,103	△ 52
	地方債	8,885	8,905	△ 20
	社債	17,413	17,496	△ 83
	その他	127,591	134,088	△ 6,497
	小計	163,021	169,889	△ 6,867
合計		460,221	446,808	13,413

（注）時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額（百万円）
株式	1,261
その他	2
合計	1,264

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

	売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	2,228	229	40
債券	31,977	569	—
国債	20,259	248	—
地方債	7,167	207	—
社債	4,549	113	—
その他	30,045	1,297	345
合計	64,250	2,095	386

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	6,426 百万円
繰越欠損金	1,913
有価証券評価損	2,803
退職給付引当金	1,680
減価償却	154
その他	<u>932</u>
繰延税金資産小計	13,911
評価性引当額	<u>△ 5,157</u>
繰延税金資産合計	8,754
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	<u>3,453</u>
繰延税金負債合計	3,453
繰延税金資産の純額	<u>5,300 百万円</u>

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	1,510 円 01 銭
1株当たりの当期純利益金額	69 円 97 銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	47 円 76 銭

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。また、子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

連結計算書類の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

連結される子会社及び子法人等 4社
ちば興銀カードサービス株式会社
ちば興銀ビジネスサービス株式会社
千葉総合リース株式会社
ちば興銀コンピュータソフト株式会社

2. 持分法の適用に関する事項

該当ありません。

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等4社の決算日は親会社と同一であります。

会計方針に関する事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	15年～50年
その他	3年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

（2）無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

（3）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は17,066百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

6. 役員退職慰労引当金の計上基準

連結される子会社及び子法人等の役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

7. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

8. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として5年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理

なお、連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

9. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

10. 重要な収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

11. 重要なヘッジ会計の方法

為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

12. 消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、一部の子会社及び子法人等を除き税抜方式によっております。

未適用の会計基準等

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 平成 30 年 3 月 30 日 企業会計基準委員会）

「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 30 号 平成 30 年 3 月 30 日 企業会計基準委員会）

（１）概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成 26 年 5 月に「顧客との契約から生じる収益」（IASB においては IFRS 第 15 号、FASB においては Topic606）を公表しており、IFRS 第 15 号は平成 30 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から、Topic606 は平成 29 年 12 月 15 日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS 第 15 号と整合性を図る便益の 1 つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS 第 15 号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

（２）適用予定日

当行は、当該会計基準等を平成 33 年 4 月 1 日に開始する連結会計年度の期首から適用する予定であります。

（３）当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、評価中であります。

追加情報

（減損会計における資産のグルーピング方法の一部変更）

減損会計における資産のグルーピングの方法は、営業店舗については、従来は独立営業店舗単位としておりましたが、当連結会計年度より、ブロック営業体制が確立したことに伴い、特殊店舗を除きブロック単位へ変更しております。

注記事項

（連結貸借対照表関係）

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は 402 百万円、延滞債権額は 28,131 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号イからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額は 4 百万円であります。

なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 2,459 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 30,998 百万円であります。

なお、上記 1. から 4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号 平成 14 年 2 月 13 日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、8,719 百万円であります。

6. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号 平成26年11月28日）に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、1,010百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	47,520 百万円
------	------------

担保資産に対応する債務

預 金	463 百万円
-----	---------

債券貸借取引受入担保金	18,346 百万円
-------------	------------

借 用 金	4,782 百万円
-------	-----------

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券5,004百万円及びその他資産4,028百万円を差し入れております。

また、その他資産には、先物取引差入証拠金10百万円及び保証金1,438百万円が含まれております。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、472,352百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが427,854百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 有形固定資産の減価償却累計額 23,300 百万円

10. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金5,000百万円が含まれております。

11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は34,770百万円であります。

（連結損益計算書関係）

「その他の経常費用」には、貸出金償却181百万円を含んでおります。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘 要
発行済株式					
普通株式	62,222	—	—	62,222	
第二種優先株式	5,000	—	—	5,000	
第四種優先株式	4,650	—	—	4,650	
第1回第六種優先株式	600	—	—	600	
合 計	72,472	—	—	72,472	
自己株式					
普通株式	54	1	19	36	(注)
合 計	54	1	19	36	

(注) 自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。また、自己株式の株式数の減少は、ストック・オプションの権利行使による減少であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高 (百万円)	摘要
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末		
当行	ストック・オプションとしての新株予約権		—				59	
	合 計		—				59	

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成29年 6月28日 定時株主総会	普通株式	186百万円	3円	平成29年 3月31日	平成29年 6月29日
	第二種優先株式	520百万円	104円	平成29年 3月31日	平成29年 6月29日
	第四種優先株式	1,023百万円	220円	平成29年 3月31日	平成29年 6月29日
	第1回第六種優先株式	330百万円	550円	平成29年 3月31日	平成29年 6月29日
合計		2,059百万円			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成30年 6月27日 定時株主総会	普通株式	186百万円	利益剰余金	3円	平成30年 3月31日	平成30年 6月28日
	第二種優先株式	520百万円	利益剰余金	104円	平成30年 3月31日	平成30年 6月28日
	第四種優先株式	1,023百万円	利益剰余金	220円	平成30年 3月31日	平成30年 6月28日
	第1回第六種 優先株式	330百万円	利益剰余金	550円	平成30年 3月31日	平成30年 6月28日

平成30年6月27日の定時株主総会において、議案を付議する予定であります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、預金業務、地元中小企業への貸出業務、住宅ローンなどの各種ローン等を主要事業として認識し、地域金融機関としての金融サービス事業を展開しております。また運用の一環として有価証券投資を行っております。

このように、金利変動、元本毀損などの各種リスクが内在する金融資産及び金融負債を有していることから、当行グループはリスク管理を経営の重要課題として位置づけ、リスク管理体制を構築し、各種リスクをコントロールするため「リスク管理の方針」のもと「リスク管理統括規程」を制定、リスクを統一的に管理する部署としてリスク統括部を設置するほか、横断的な組織としてリスク管理委員会を設置し、規程に基づいた管理を実施しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として県内の取引先及び個人に対する貸出金であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。その他、貸出金のうち貸出金利を固定とする約定でその期間が長期のものは金利の変動リスクにも晒されています。

また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的及び顧客向け売買目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。

金融負債のうち主要なものは預金ですが、そのうち定期預金で期間が長期のものは金利の変動リスクに晒されています。

デリバティブ取引は、主として金利スワップ取引及び通貨スワップ取引、為替予約取引があります。これらは、顧客の財務上のニーズにお応えするため、並びに金利・為替変動に対する当行のリスクを軽減することを目的として取り扱っています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行グループは、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

また、与信ポートフォリオ管理の一環である大口与信管理として、審査関連部は、半期毎に「大口与信モニタリング制度」により大口与信先の状況等を経営へ報告するとともに、「信用貸出（未保全）限度額ガイドライン」を中心とした管理態勢を構築し、与信集中の防止に取り組んでおります。具体的には、「信用貸出（未保全）限度額ガイドライン」超過先は、経営宛に方針協議を行い、必要と判断された先については「個社別与信方針検討会」を実施しております。

有価証券の発行体、コールローンの相手先の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、リスク統括部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当行は金利の変動リスクを管理するため、部門を横断する機関として、ALM委員会を設置しております。

金利リスクを適切にコントロールするために、「市場関連リスク運営・管理要領」及び「市場リスク計測基準」に基づき、リスク管理部門（リスク統括部）により定期的にギャップ分析や金利感応度分析等によるモニタリングを実施、そのモニタリング結果をALM委員会に報告・協議しております。ALM委員会では、そのモニタリング結果を元に、有効なリスク・コントロールを図るべく協議を行い、定期的に取り締役会に金利リスクの状況を報告しています。

(ii) 為替リスクの管理

当行は、為替の変動リスクに関して、通貨ごとにポジションがスクエアになるよう日常的にコントロールし、管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、市場関連リスクに関する管理諸規程に従い、適切にコントロールされています。具体的には半期毎に経営会議等において、自己資本等の経営体力の範囲内で、部門別・リスクカテゴリー別にリスクリミットや損失限度額を設定し、管理しています。当行グループが保有している株式の多くは、業務・資本提携を含む事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしており、経営陣に定期的に報告されております。

(iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、市場関連リスク管理各種規程に基づき実施、管理しております。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

当行のリスク統括部において、「貸出金」、「有価証券」のうち時価を把握することが極めて困難と認められるもの以外のもの、「預金」、「外国為替」、「デリバティブ取引」など、いずれもトレーディング目的以外である主たる金融商品に対し、バリュー・アット・リスク（VaR）を用いて市場リスク量を計量しております。

このVaRの算定は、「有価証券」のうち株式についてヒストリカル法（信頼区間 99%、観測期間 5 年、保有期間は純投資目的は 60 日、それ以外は 120 日）、株式以外の金融商品については分散・共分散法（信頼区間 99%、観測期間 1 年、保有期間は「貸出金」、「預金」及び「デリバティブ取引」は 240 日、それ以外は 60 日）を採用しております。

平成 30 年 3 月 31 日（当期の連結決算日）現在で当行グループの市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で 22,270 百万円であります。

なお、当行グループでは、モデルが算出する VaR と損益を比較するバックテストを実行しており、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。ただし、VaR は過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行は、ALM委員会を通して、経営環境、資金繰り状況、流動性確保状況等を勘案した、適切な資金管理を行っております。また、日常の資金繰りは「ローンポジションの堅持」を基本方針として運営しており、市場性ある有価証券の保有等、流動性の確保に努めております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 30 年 3 月 31 日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注 2）参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対 照表計上額	時 価	差 額
（１）現金預け金	120,519	120,519	—
（２）商品有価証券 売買目的有価証券	69	69	—
（３）有価証券 満期保有目的の債券	34,770	35,028	257
その他有価証券	461,139	461,139	—
（４）貸出金 貸倒引当金（＊１）	2,053,457 △ 10,292		
	2,043,165	2,061,077	17,912
資産計	2,659,664	2,677,833	18,169
（１）預金	2,437,904	2,438,101	197
負債計	2,437,904	2,438,101	197
デリバティブ取引（＊２） ヘッジ会計が適用されていないもの	642	642	—
デリバティブ取引計	642	642	—

（＊１）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（＊２）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（注 1）金融商品の時価の算定方法

資 産

（１）現金預け金

満期のない預け金及び満期のある預け金のうち預入期間 1 年以内のものについては、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金のうち預入期間 1 年を超えるものについては、将来キャッシュ・フローを見積もり、リスク・フリーに近い市場利子率で割り引くことにより算定しております。

（２）商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

（３）有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。自行保証付私募債は、発行体の信用リスクを反映した将来キャッシュ・フローを見積もり、リスク・フリーに近い市場利子率で割り引いて算出しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利による事業性貸出は、債務者の内部格付及び期間に基づく区分ごとに、保全を考慮した予想デフォルト率により算出した将来キャッシュ・フローを、リスク・フリーに近い市場利子率で割り引いて時価を算定しております。固定金利による住宅ローン及び消費者ローンは、期間に基づく区分ごとに、元利金合計額を、同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引くことにより時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する表示利率を用いております。なお、預入期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ、金利キャップ等）、通貨関連取引（為替予約、通貨スワップ等）であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注２) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産（３）その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
① 非上場株式（＊１）	1,261
② 組合出資金（＊２）	2
合 計	1,264

(＊１) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(＊２) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	95,306	—	—	—	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	10,741	15,787	7,836	405	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの	64,880	90,774	52,520	16,683	161,580	18,237
貸出金(※)	441,365	328,685	214,892	168,306	218,434	645,599
合 計	612,293	435,246	275,249	185,394	380,014	663,836

(※) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない29,118百万円、期間の定めのないもの7,056百万円は含めておりません。

(注4) 社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(※)	2,314,558	92,019	31,326	—	—	—
合 計	2,314,558	92,019	31,326	—	—	—

(※) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券(平成30年3月31日現在)

	当連結会計年度の損益に含まれた評価 差額(百万円)
売買目的有価証券	0

2. 満期保有目的の債券(平成30年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計 上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対 照表計上額を超え るもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	33,337	33,611	274
	その他	—	—	—
	小計	33,337	33,611	274
時価が連結貸借対 照表計上額を超え ないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	1,433	1,416	△ 16
	その他	—	—	—
	小計	1,433	1,416	△ 16
合 計		34,770	35,028	257

3. その他有価証券（平成30年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計 上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	株式	31,276	12,281	18,995
	債券	204,490	203,329	1,161
	国債	38,859	38,415	443
	地方債	50,654	50,329	325
	社債	114,976	114,584	391
	その他	62,351	61,408	942
	小計	298,117	277,018	21,099
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	株式	3,081	3,295	△ 214
	債券	32,349	32,505	△ 156
	国債	6,051	6,103	△ 52
	地方債	8,885	8,905	△ 20
	社債	17,413	17,496	△ 83
	その他	127,591	134,088	△ 6,497
	小計	163,021	169,889	△ 6,867
合計		461,139	446,908	14,231

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

	売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	2,228	229	40
債券	31,977	569	—
国債	20,259	248	—
地方債	7,167	207	—
社債	4,549	113	—
その他	30,045	1,297	345
合計	64,250	2,095	386

（1株当たり情報）

1株当たりの純資産額	1,554円72銭
1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額	78円79銭
潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額	52円35銭

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名
- 営業経費 22 百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第 1 回新株予約権	第 2 回新株予約権	第 3 回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当行取締役 4 名及び執行役員 11 名	当行取締役 4 名及び執行役員 11 名	当行取締役 4 名及び執行役員 11 名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 28,700 株	普通株式 23,400 株	普通株式 59,700 株
付与日	平成 26 年 7 月 14 日	平成 27 年 8 月 4 日	平成 28 年 7 月 21 日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	平成 26 年 7 月 15 日から 平成 56 年 7 月 14 日まで	平成 27 年 8 月 5 日から 平成 57 年 8 月 4 日まで	平成 28 年 7 月 22 日から 平成 58 年 7 月 21 日まで

	第 4 回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当行取締役 4 名及び執行役員 11 名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 42,200 株
付与日	平成 29 年 7 月 21 日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	平成 29 年 7 月 22 日から 平成 59 年 7 月 21 日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成 30 年 3 月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第 1 回新株予約権	第 2 回新株予約権	第 3 回新株予約権
権利確定前			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後			
前連結会計年度末	22,300 株	20,500 株	59,700 株
権利確定	—	—	—
権利行使	5,000 株	4,200 株	10,400 株
失効	—	—	—
未行使残	17,300 株	16,300 株	49,300 株

	第 4 回新株予約権
権利確定前	
前連結会計年度末	—
付与	42,200 株
失効	—
権利確定	42,200 株
未確定残	—
権利確定後	
前連結会計年度末	—
権利確定	42,200 株
権利行使	—
失効	—
未行使残	42,200 株

② 単価情報

	第 1 回新株予約権	第 2 回新株予約権	第 3 回新株予約権
権利行使価格（注）	1 円	1 円	1 円
行使時平均株価	590 円	590 円	590 円
付与日における公正な評価単価（注）	734 円	700 円	377 円

	第 4 回新株予約権
権利行使価格（注）	1 円
行使時平均株価	—
付与日における公正な評価単価（注）	540 円

（注）1 株当たり換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された第4回新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値及び見積方法

	第4回新株予約権
株価変動性（注1）	40.33%
予想残存期間（注2）	15年
予想配当（注3）	3円／株
無リスク利子率（注4）	0.31%

（注1） 予想残存期間15年に対応する期間の株価実績に基づき算定しております。

（注2） 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

（注3） 直近2期の実績配当金の単純平均によっております。

（注4） 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効のみ反映させる方法を採用しております。